医療機関でPCR検体採取

検体を採取して医師会の集配へ検査依頼をする

※唾液・鼻咽頭・鼻腔ぬぐい液は医療機関の判断で保健所か医師会を選択してください。

※今まで通り保健所へ提出することもできます。

鼻咽頭・鼻腔ぬぐい液 (RT-PCR法)

保健所に提出する場合は必ず診療情報 提供書を医師会へFAXして検体と一 緒に出してください。

診療情報提供書のFAXが医師会へ必要 TEL連絡あり

唾液 (Lamp法)

医師会に提出する場合は専用依頼書 と検体を一緒に出してください。

FAXは不要TELのみ



予約した医療機関からPCR検体を回収。 なるべく定時の集配時間に合わせてください。 (やむを得ない場合は別便で回収します。)



医師会集配



保健所から10時と15時に 医師会へ回収



※保健所の容器セットと 異なりますのでセンター用 を請求し、ご利用ください



東部保健所



保健所から 11時と16時に衛環研へ配送

> 大分県衛生 環境研究センター

> > 検査実施 (RT-PCR法)

結果報告時間

午前便 → 翌日の14時頃

午後便 → 翌日の夕方

報告の方法 保健所から患者と医療機関へ電話連絡

別府市医師会 地域保健センター

検査実施

Lamp法

結果報告時間 午前便 → 当日の夕方 午後便 → 翌日の午前中

RT-PCR法

結果報告時間

午前便 → 翌日の午前中 午後便 → 翌日の夕方

※感染拡大によって報告時間が遅くなることがあります。

報告の方法

依頼のあった医療機関へFAX報告しますので患者さん へは医療機関より結果を報告してください。

【検査委託料】

8,800円(税込み)

保険診療、自費診療可 ※医療機関の裁量にお任せします

※感染拡大によって報告時間が遅くなることがあります。